

社会医療法人全仁会 倉敷平成病院 運営規程

一通所リハビリテーション

(目的)

第1条 社会医療法人全仁会が設置する「倉敷平成病院」(以下、「当院」という。)は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 従業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り総合的なサービス提供に努める。

4 リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図ることを目的とする。

(名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 社会医療法人全仁会 倉敷平成病院

(2) 所在地 倉敷市老松町4丁目4-7 倉敷在宅総合ケアセンター1階

(利用定員)

第4条 当施設の利用定員は1日当たり40人とする。

(従業者の職種、員数、職務内容)

第5条 当施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(医師兼務)

・業務の実施状況を把握し、その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名以上(常勤換算 1名以上)

・利用者の健康管理及び通所リハビリテーション計画の策定に従業者と

共同して作成するとともに、実施に関する従業者への指示を行う。

- (3) 介護職員 3名以上（常勤換算）
 - ・利用者に応じた通所リハビリテーションサービスを提供する。
- (4) 理学療法士及び作業療法士・言語聴覚士 2名以上（常勤換算）
 - ・医師及び他の職員と共にリハビリテーション計画を作成するとともに、リハビリテーションを実施する。

（営業日及び営業時間）

第6条 当施設の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）は除く。
- (2) 営業時間 9：00～19：00
- (3) サービス提供時間 9：00～17：00（8時間）
- (4) 延長サービス時間 17：00～19：00（2時間）

（通常の事業の実施地域）

第7条 倉敷市、岡山市、総社市、笠岡市、玉野市、浅口市、里庄町、早島町、矢掛町

（通所リハビリテーションの内容）

第8条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 食事の提供
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) 延長サービス
- (6) リハビリマネジメント
- (7) その他（短期集中リハビリ、個別リハビリ等）

（利用料その他の費用の額）

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーションサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合を負担することとする。
 - (2) 利用料として、食費、延長料金、給付外利用料、その他費用等利用料を、別に定める料金表（別表）の料金により支払いを受ける。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に

文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

なお、食費及びその他費用等利用料の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、変更後の食費、その他費用等利用料の額及びその根拠について説明を行い、利用者の同意を得たうえで変更するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- (1) 館内は禁煙です。
- (2) 火災予防には充分ご注意ください。
- (3) 面会時間は午前9時から午後7時までとなっています。
- (4) 喧嘩、口論、泥酔など他人の迷惑になること、施設の秩序、風紀を乱すことはしないようお願いします。
- (5) みだりに他の療養室、診察室等に入りしめないようお願いします。
- (6) 清潔を保ち、はり紙や落書きをしないようお願いします。
- (7) 電気製品を使用する時は、必ず職員に届け出をお願いします。
- (8) 施設の備品をみだりに持ち出さないようお願いします。
- (9) 外出は必ず職員に申し出て、承認を受けてください。
- (10) 療養室の移転の必要が生じた場合はご協力をお願いします。
- (11) 通所中は職員の指示に従ってください。
- (12) 何かお困りの事、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なくご相談下さい。
- (13) 職員へのお心遣いは一切お断りします。

（その他運営に関する留意事項）

第11条 従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 従業員に対して、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。
- 3 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、十分な説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 4 医師等の従事者は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報等を出席者と共有することができるものとする。
- 5 利用者又はその家族は、提供された指定通所リハビリテーションのサービスに関し、事業者に対し、苦情相談などを行う場合、下記の窓口へ連絡するものとする。

担当者 倉敷平成病院 相談員（通所担当）
連絡先 086-427-1128

- 6 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医

に連絡をとり、その指示に従う。

- 7 事故防止のため、委員会等において転倒、転落、誤飲、誤嚥、無断離施設などについて、具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底すると共に、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

(事故防止対策規定)

- (1) 事故防止のための施設内体制
- (2) 事故防止対策委員会（毎月第2水曜日）
- (3) 事故・ヒヤリはっと事例の報告体制
- (4) 事故発生時の対応
- (5) その他、事故の防止に関する事項

(非常災害対策)

第12条 倉敷在宅総合ケアセンターの消防計画に基づき、管轄の消防署に通知し、その指導の下に年2回の総合訓練（消火、通報、非難）を行うこととし、1回以上は夜間想定訓練を倉敷消防署の立ち会いのもと実施する。

- 2 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努力する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定
- (2) 成年後見制度の利用を支援
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束廃止への取り組み)

第14条 事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられる場合には、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行う。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人

の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。

- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- (3) 一時性：利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

- (付 則)
- この規程は平成12年 4月 1日から施行する。
 - この規程は平成13年 2月 1日から施行する。
 - この規程は平成16年 4月 1日から施行する。
 - この規程は平成17年10月 1日から施行する。
 - この規程は平成19年 1月 1日から施行する。
 - この規程は平成20年 1月 1日から施行する。
 - この規程は平成22年12月 1日から施行する。
 - この規程は平成26年 4月 1日から施行する。
 - この規程は平成27年 4月 1日から施行する。
 - この規程は平成27年 8月 1日から施行する。
 - この規定は平成29年 1月 1日から施行する。
 - この規定は平成29年 4月 1日から施行する。
 - この規定は平成30年 4月 1日から施行する。
 - この規定は令和 1年10月 1日から施行する。
 - この規定は令和 3年 4月 1日から施行する。
 - この規定は令和 4年10月 1日から施行する。
 - この規定は令和 5年 4月 1日から施行する。